

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、44,820人（令和5年3月末現在）で、昭和58年の59,841人をピークに年々減少していて、その減少数も徐々に増加傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和27年には31,170人にまで減少すると予測されている。

年齢区別の人口は年少人口（0歳～14歳）が4,291人、生産年齢人口（15歳～64歳）が23,543人、老年人口（65歳以上）が16,986人となっており、少子高齢化による影響が顕著に表れている。

産業構造については、全国的にも珍しい9つの泉質が湧出する登別温泉をはじめとした温泉観光地として、国内外から年間約400万人もの観光客が訪れる観光都市であることから、観光関連産業を基幹に発展し、商業や飲食・サービス業等、関連する産業の裾野が広く、経済効果や雇用創出効果が大きいため、観光と他の産業との交流・連携を深める取組みを行っている。

食品加工品では、登別ブランド推奨制度を設けて、特に優れた商品を認定した「登別ブランド推奨品」やご当地グルメ「登別閻魔やきそば」の宣伝や販売促進、販路開拓などを重点的に行いながら、市内の特産品に対する信頼や知名度を高め、産業の活性化を図っている。

また、製造業では、コンクリート製品、化学工業製品、金属製品、鉄鋼関連製品、FRP成型品等が生産されるなど、多様な産業により経済が支えられている。

当市における課題としては、有効求人倍率が他地区より高い傾向にあるほか、令和元年度に実施した登別市地域経済実態調査においても、人材不足を懸念する意見が多く見られることから、各産業において、設備投資による生産性向上を促進するため、同設備の導入を支援していくことが重要となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、観光関連産業を基幹とし、卸売業や小売業のほか、飲食業、製造業など、多様な産業が経済を支えているため、多様な設備投資を幅広く支援し、これら産業の設備投資を促し労働生産性の向上を図るため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図る目的であることから、太陽光発電設備等に関しては、市内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的に設置するもののみ対象とし、全量売電するための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、観光関連産業を基幹とし、卸売業や小売業のほか、飲食業、製造業など、多様な産業が市内全域に立地していることから、本計画において対象となる区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、観光関連産業を基幹とし、卸売業や小売業のほか、飲食業、製造業など、多様な産業が経済を支えており、多様な設備投資が考えられることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月19日～令和7年6月18日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 登別市外の中小企業者が市内で新規に事業を行うために先端設備等を導入する場合は、登別市の経済、雇用を支えるもののみを認定の対象とする。